

4 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 公園事業施設の利用及び維持管理

・公園事業となり得る一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、公園事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行う。

<支笏湖・定山溪管理計画区>

・公園事業施設

①園地・野営場等利用

今後の公園事業施設の整備に当たっては、自然とのふれあいや自然への理解を深めるために、情報の提示やガイド等の育成、体系的な周遊プランの作成、といったソフト的対応と平行して、関係機関と共に解説施設等の充実に重点を置き、地域一体となって当該地区の魅力を紹介し、その自然環境等について楽しみながら学習できるよう努める。

特に園地や野営場、歩道においては、目的等に応じて周辺の自然環境の雰囲気考慮した規模・外観により標識類の整備を進める。

千歳、苫小牧、札幌方面から続く自転車道については、快適で安全な自転車道とするため、今後も適切な維持管理を行う。

また、施設更新の際には、ソーラーパネルやヒートポンプ等温暖化対策等の環境配慮について積極的に対応する。

②登山道利用

高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ)の持ち込み(樽前山)、写真撮影や高山植物等をみるための登山道外への逸脱、軽装や無理な行程での登山といった問題が確認されている。

関係各機関と共に登山口での情報提供はもちろんのこと、ビジターセンターや地域の商店、宿泊施設、ホームページ等も活用しての情報提供及び普及啓発を進める。また、登山道からの踏み込み、高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ等)の持ち込みがされぬよう掲示等による注意喚起を行うとともに、関係自治体や自然公園指導員等とともに自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

<羊蹄山管理計画区>

・公園事業施設

当地区の利用は、4箇所の登山口からの登山と真狩口、半月湖(倶知安口)での野営、自然探勝、ピクニック等が主なものとなっている。今後もこの利用形態を踏まえながら、既存施設の充実と再整備に重点を置くものとする。

①登山道利用

羊蹄山の登山道は山麓の真狩口、倶知安口、京極口、喜茂別口の4箇所の登山口からほぼ直線的に山頂部へ至り、標高毎の植生や眺望の変化を探勝できる。また頂上は大小の火口の縁が登山道となっており、高山植物が鑑賞できる。

一般の登山者では登り5~6時間、下り4~5時間を要し、時間的体力的に厳しい登山

コースとなっているものの、登山に関する知識や羊蹄山に見合った体力や装備を持たない登山者が多い現状にある。九合目に位置する避難小屋では緊急時の避難以外だけでなく休憩や宿泊拠点として多く利用がなされている。そこで、各登山口において適切な情報提供を図るとともに、近年増加している外国人登山者に対応するため情報の多言語化を進める。

避難小屋の老朽化に伴う建て替えについては、羊蹄山全体の登山利用とも密接に関連するため、小屋の規模や機能だけでなく登山利用のあり方や対応策を関係機関等と検討する。

登山道の一部には拡幅や浸食が起きていることから、関係機関等と連携してその概況把握に努め、被害状況や危険箇所については関係自治体との情報共有を図る。また、登山道からの踏み込み、高山植物の盗掘や本来自生しない植物(コマクサ等)の持ち込みがされぬよう掲示等による注意喚起を行うとともに、関係自治体や自然公園指導員等とともに自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

②キャンプ、散策探勝

真狩口には、登山及びキャンプを楽しむ目的の野営場、多目的の運動場、周囲の動植物を解説している森林学習展示館がある。また倶知安口では半月湖を周回する散策路と登山目的の野営場がある。

利用者が静穏な環境の中で自然を鑑賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設の充実に努める。

<洞爺湖管理計画区>

・公園事業施設

今後の公園事業施設の整備に当たっては、自然への理解とふれあいを深め、地域の目指す滞在型利用を推進するため、徒歩や自転車で回れる探勝路、園地、解説施設等の整備に重点を置くように努める。特に各地区を歩いて巡るフットパスルートや洞爺湖有珠山ジオパークにかかる統一的な標識類の整備に協力し、地域が一带となって歩いて楽しめる地域づくりを関係機関と連携して取り組む。

北海道洞爺湖サミットを契機とした省エネルギーや木質バイオマスを積極的に活用した環境配慮型施設や交通手段の低炭素化を推進し、環境配慮先進事例となりうる自然公園のあり方を検討する。

また、洞爺湖の湖上利用については、新たに公共的な係留施設の整備を検討する等適正な湖上利用の促進について関係機関と連絡調整を図る。

<登別管理計画区>

・公園事業施設

洞爺湖地区と同様に地域の目指す滞在型利用の推進の一助となるよう、温泉地周辺の優れた自然環境を活用し、利用者の自然とのふれあいを促進するための散策歩道や園地、解説施設等の整備に重点を置くものとする。

市街化の進んだ登別温泉街については、南北に貫く道道のバイパス道路と泉源公園を中心に、間欠泉などの温泉に気軽に触れあえる施設の充実に努め、地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適で温泉保養地らしい魅力づくりに努める。道路のカラーブロック化や擬木街路灯の整備、店舗の色彩や形態の統一等街

の整備が進められており、今後もこれに積極的に協力し関係機関に指導助言を行うとともに、河川敷や公共施設の敷地等においては積極的に緑化修景が図られるよう働きかける。

また、地獄谷や大湯沼等の火山現象や地獄現象、独特の優れた植生を採勝するための園路等の整備及び大湯沼と温泉街と結ぶルートの設定及び維持管理等について関係機関と取り組む。

(2) 利用の制限・誘導

(ア) プレジャーボート等の乗り入れ

支笏湖においては平成18年度より、湖全域での動力船の乗り入れ規制が行われ、規制以前と比べ、格段に閑静で神秘的な湖となった。今後は許可要件を満たした動力船や適用除外の動力船についても、さらに対応が可能か関係者と共に検討をしていく。

洞爺湖においては、プレジャーボートの利用にかかる騒音や悪質な運航、事故防止への対策として、「洞爺湖町水上レジャー対策協議会」及び「壮瞥町水上レジャー対策協議会」にて運航のローカルルールを定め、秩序ある湖面利用が図られるようその周知と遵守活動を行っている。今後はルールの徹底が図られるよう、必要に応じて同協議会と協力する。

倶多楽湖ではその良好な水質を保全するため、動力船は安全上及び漁業に伴う場合を除き使用しないよう関係団体に指導する。また、プレジャーボートの持ち込みや釣り等の湖面利用の規制について検討する。

(イ) 湖岸の適正利用

洞爺湖の湖畔林や湖岸園地では、近年無秩序な自動車の乗り入れや野営による踏み荒らし、ゴミの散乱が目立っているため、この防止対策について「洞爺湖遊漁船対策協議会」等において検討を進める。

また、プレジャーボート等を利用して野営場指定地以外でのキャンプやバーベキューの実施、違法な小屋や栈橋の設置、長期間にわたるボートの放置等が行われ、一般利用者に不快な印象を与えると同時に風致上の支障もあるので、その規制や秩序ある利用の推進について「洞爺湖適正利用推進連絡協議会」等において関係機関と協力を図りながら必要な対策を講じる。

(ウ) スノーモビルの利用規制

静穏な環境の破壊、野生動物への影響、植物被害等を防止するため、無意根山、樽前山及び羊蹄山が乗入れ規制地域に指定されており、関係機関の協力のもと、パトロール、標識設置や広報活動を行う。

(エ) ゴミの持ち帰り

ゴミの散乱や残飯の放置等は、野生動物の行動に影響を及ぼすことがあることから、歩道や登山道でゴミの収集管理ができない場合にはゴミ箱は設置せず、看板の設置や利用者への指導により、関係機関と連携して、利用者に対しゴミの持ち帰りを促す。

また、ゴミが放置されていることにより、さらなるゴミの投棄が誘因されることのないように努める。

(オ) スtockキャップの使用の徹底

近年登山、トレッキングでのストックの使用が増えているが、ストックの先端が鋭利であり、登山道、探勝路等の路面を削ったり、丸太階段等に傷を付けることとなるため、登山道等施設の保全と周辺植生の保護のため、ストックを使用する際はキャップをつけるよう普及啓発を図る。

(カ) 植生の保護

高山植物群落の盗掘や踏み荒らしを防止するため、高山帯においては特に歩道以外への立入を禁止するよう関係機関と調整を図る。

(キ) 利用者の安全対策

火山活動の活発な樽前山、有珠山、地獄谷とその周辺では噴火、硫気や蒸気の噴出、落石等から利用者の危険を防止するため、常に調査研究機関及び関係機関等からの情報の収集に努めるとともに、適切な規制や誘導方法、防護設備等について検討する。

特に有珠山は平成12年の噴火から9年を経過し、現在活動は沈静化してはいるものの極めて活動的な火山であり、噴火以外にも有毒ガスや土砂崩壊、泥流の発生等の危険性が高い。今後の噴火に備え有珠山火山防災マップを参考に、公園利用者等の避難誘導等、火山災害への対応を準備していく。

落石、転落等の危険のある個所には、安全柵や立入防止柵、注意標識を設置する等利用者の危険を防止するための対策について関係機関と調整を図る。

(ク) 新たな利用形態への対応

近年、本国立公園の周辺では登山道でのマウンテンバイクの走行やトレイルランニングといった新たな利用形態がみられる。これらについて本公園内では、一般利用者の散策や登山利用の妨げ、植物の踏み荒らし、登山道路面の損傷等の恐れがあることから、関係機関等と協力して、必要に応じ利用規制の注意指導や周知広報を行う。

(3) 普及啓発

(ア) 環境教育の場の提供

- ① 国立公園の中にある火山、森林、湖沼、典型的な地形地質が観察できる場所等において、周遊型観光にとどめることなく自然に対する理解を深められる適地には、その特徴等を示す解説板や誘導標識などの必要な施設の設置を検討する。
- ② 国立公園の多様な自然景観を通じて、自然の大切さを学習する場としても活用されるよう自然とのふれあいを推進する。
- ③ 自然情報の提供や自然とのふれあいを推進するだけでなく、体験学習や外来種（国内移入種を含む。）の防除などの環境保全活動への参加といった自然体験を提供するよう関係機関と連携を図る。

(イ) 関係機関等との連携の強化

- ① 植物の開花状況、多様な自然環境を訪れる野鳥や渡り鳥の飛来状況等の様々なリアルタイムの自然環境情報を一体的に発信できるよう、関係機関、パークボランティアや自然公園指導員等が連携し、それらの情報を集約する。また、公園利用に係る課題についても共有化し、解決に向けた地域ルールの策定等連携して対処する。
- ② 集約した情報や関係機関の調整による地域ルールは、現地のビジターセンター等で発信するほか、道の駅、観光協会、旅館組合、地域広報誌等を通じて広く公園利用者に情報提供できるよう協力を求める。また、支笏洞爺国立公園のホームページにも掲載する等、幅広く発信するよう努める。
- ③ ビジターセンターのない地域では、昭和新山パークサービスセンター、登別パークサービスセンター、羊蹄山真狩口の森林学習展示館に、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実を図るよう協力を求める。
- ④ 洞爺湖有珠山周辺地域は、地形や地質、火山活動の痕跡などの自然資源を保全し、地球科学の普及と教育を行ってジオツーリズムによる地域振興に活用する「世界ジオパーク」に認定された。今後、本公園と関連のある取り組みについては、洞爺湖周辺地域エコミュージアム連絡協議会と協力し連携を図る。

(ウ) 自然観察会等の環境教育に資するソフトの充実

- ① 「自然に親しむ運動」の期間を中心に、関係機関と協力しながら、自然観察会を実施する。その際には、観察テーマによりバリアフリーの精神を取り入れた自然観察会の実施にも努める。
- ② パークボランティアやビジターセンタースタッフによる自然解説やセルフガイドパンフレットなどを通じて、公園利用者に対する普及啓発に努める。また、パークボランティア相互に研鑽が図れるよう研修活動を支援する。
- ③ 学校教育活動、社会教育活動をはじめ、他機関が実施する自然に親しむ活動や人材育成活動等に積極的に協力する。

(エ) 外国人利用者への対応

北海道洞爺湖サミットの開催の経験を活かして、展示や標識類、パンフレット等について、英語をはじめ近年増加している東アジア圏も含めた多国語表記の推進を図る。特に登山や自然探勝など野外での事故防止や緊急時に対応できるよう注意標識や案内標識には配慮する。